

公募型プロポーザル公告

四條畷市市民総合センター及びこども園複合施設基本設計業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

四條畷市長 錢谷 翔



記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 四條畷市市民総合センター及びこども園複合施設基本設計業務委託
- (2) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで
- (3) 業 務 内 容 別添、仕様書のとおり

2 予算限度額

196,540,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業または共同企業体（以下「JV」という。）であって、この公告日において次に掲げる条件を全て満たしていること。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 大阪府又は本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (5) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができること。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録していること、もしくは、参加申込書提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。
- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (9) 直近 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）において、地方自治体が発注者となる延床面積概ね 2,000 m²以上の公共建築物（ただし、下水処理場等の供給処理施設は除く。）のうち、複合施設の基本設計業務もしくは実施設計業務を締結し、履行した実績があること。
- (10) 本業務の技術的管理を行う者として管理技術者、照査技術者を配置すること。また、管理技術者、照査技術者は、一級建築士の資格を有していること。

なお、管理技術者は照査技術者、担当技術者、照査技術者は管理技術者、担当技術者と兼務してはならない。

- (11) 本業務の担当技術者として、一級建築士の資格を有した建築担当を配置すること。
- (12) JV の場合は次の各号のとおりとする。

- ① 代表となる構成員（以下「代表構成員」という。）は、上記すべての要件を満たすこととし、代表構成員を除く構成員（以下「構成員」という。）は、上記 (1) から (4) 及び (6) から (7) を満たすこと。
- ② 構成員数は自主結成とし、代表構成員が構成員中最大の出資比率とする。また、本業務完了後 3 カ月を経過するまで存続するものであること。
- ③ 原則として、各構成員が対等の立場で一体となって設計業務を履行する運営形態であること。
- ④ 構成員（代表構成員含む。）は他の参加と重複して応募することはできない。

※なお、別途契約を締結している四條畷市公共施設等の再編整備にかかる CM（コンストラクション・マネジメント）業務と重複して受注することはできない。

4 参加申出手続

別紙、四條畷市市民総合センター及びこども園複合施設基本設計業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領のとおり

5 添付資料

- (1) 四條畷市市民総合センター及びこども園複合施設基本設計業務委託に関する公募型
プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市市民総合センター及びこども園複合施設基本設計業務仕様書（案）
- (3) 評価基準
- (4) 申請様式
- (5) 書類作成例

6 問合せ先

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 施設創生部施設創生課

電話 072-877-2121（代表）

E-mail saihen@city.shijonawate.lg.jp